

生活保護法による 指定介護機関の手引

(横浜市版)

生活保護制度における介護扶助は、生活保護法により指定された指定介護機関に委託して行われます。

生活保護を受けている方々へ介護サービスを提供するには、介護保険法とは別にあらかじめ生活保護法による指定を受ける必要があります。

介護保険法により指定された事業者・施設におかれましては、生活保護受給者の介護サービス利用機会の確保、あるいは介護扶助の円滑な運用を図るために、生活保護法の指定をお受けくださるようお願いいたします。

横浜市健康福祉局生活福祉部保護課

< 指定の申請手続き >

【基本的考え方】

- 1、生活保護法では、(介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を除く、)すべての**実施するサービスごとに指定申請が必要**となります。
- 2、既に**介護保険法による指定を受けたサービス**についてのみ生活保護法の指定対象となります。ただし介護保険法指定の申請を受理されているものは、生活保護法の申請を受け付けます。
- 3、指定申請は**事業所又は施設所在地を所管する区福祉保健センター**に行ってください。
なお、生活保護法指定の効力は全国に及びますので、横浜市長による指定を受けた場合は、改めて他都市で指定を受ける必要はありません。
- 4、生活保護法の指定申請は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(以下、中国残留邦人等支援法)第14条第4項の規定に基づき、同法による介護支援給付の指定申請を兼ねることとなります。指定基準等は全て生活保護法に準じます。

【指定申請の必要書類】

「指定申請書」(生活保護法指定介護機関指定申請書) 1部

- ※ 認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護等については、利用料金一覧表等、介護保険給付の対象となるサービス費用基準額以外に必要な利用料金の内訳がわかる資料を添付してください。(利用料金により指定できない場合があります。)

指定申請書(届出書)の入手方法

1. 各福祉保健センター保護運営係(神奈川区は保護事務係)に備えてあります。
2. 横浜市健康福祉局生活福祉部保護課に備えてあります。
3. 地域密着型サービスについては、介護保険法の指定申請書類と同一のページからダウンロードできます。

【指定申請書の記載方法】

5~6ページ、及び申請書裏面を参照してください。

【指定申請書の提出先、提出方法】

指定申請書は、**事業所又は施設所在地を所管する区福祉保健センター保護運営係**(神奈川区は保護事務係)に提出するか、**横浜市健康福祉局保護課**まで提出してください。

なお、**介護保険の地域密着型サービス**については、横浜市健康福祉局高齢健康福祉部事業指導室でも生活保護法の申請を受け付けています。(横浜市の事業所については、事業所所在地の生活保護主管課にご相談下さい。)

介護保険法の指定権者	生活保護法の指定申請書提出先
神奈川県知事	各区福祉保健センター保護運営係等 横浜市健康福祉局保護課
横浜市長 (地域密着型)	各区福祉保健センター保護運営係等 横浜市健康福祉局保護課又は高齢健康福祉部事業指導室

* 提出先の住所・電話番号は9ページの一覧表を参照してください。

* 横浜市の外に所在する事業所については本市では申請書を受理できません。

【指定通知・告示】

申請者(各事業所)あてに指定通知を送付した後、横浜市報に告示します。

*ただし、生活保護法第54条の2第2項の規定により、みなし指定される指定介護機関については告示しません。

＜各種届出事項＞

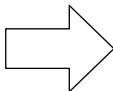
【指定介護機関の届出事項】

生活保護法により指定を受けた介護機関は、事業所、開設者等について異動が生じた場合、介護保険法への届出と同時期に事業所所在地を所管する区福祉保健センター又は横浜市健康福祉局保護課に対して届出を行ってください。（同時に中国残留邦人等支援法による介護支援給付の各種届出を兼ねることとなります）

1、変更届の手続き

変更届が必要な事項
<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所の名称を変えたとき ・ 事業所の所在地が変わったとき （介護保険事業所番号が変わらないもの） ・ 事業所の所在地が住居表示、地番整理等により変わったとき ・ 申請者（法人）の名称が変わったとき （開设法人が有限会社から株式会社化した場合を含む） ・ 申請者（法人）の主たる事務所の所在地が変わったとき

2、廃止届の手続き

廃止届が必要な事項		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所や指定を受けた事業を廃止するとき ・ 個人開設の医療機関で開設者が死亡したとき ・ 申請者が変わったとき （法人化したとき、経営母体が変わったとき） ・ 事業所が移転したとき （介護保険事業所番号が変わるもの） 		<p>新たな申請者・所在地で再申請をお願いします。</p>

上記の届出については、介護保険法への届出と同時期に行ってください。

法人代表者（理事長等）の交代、管理者の変更については特段届出の必要はありません

3、その他の届出事項

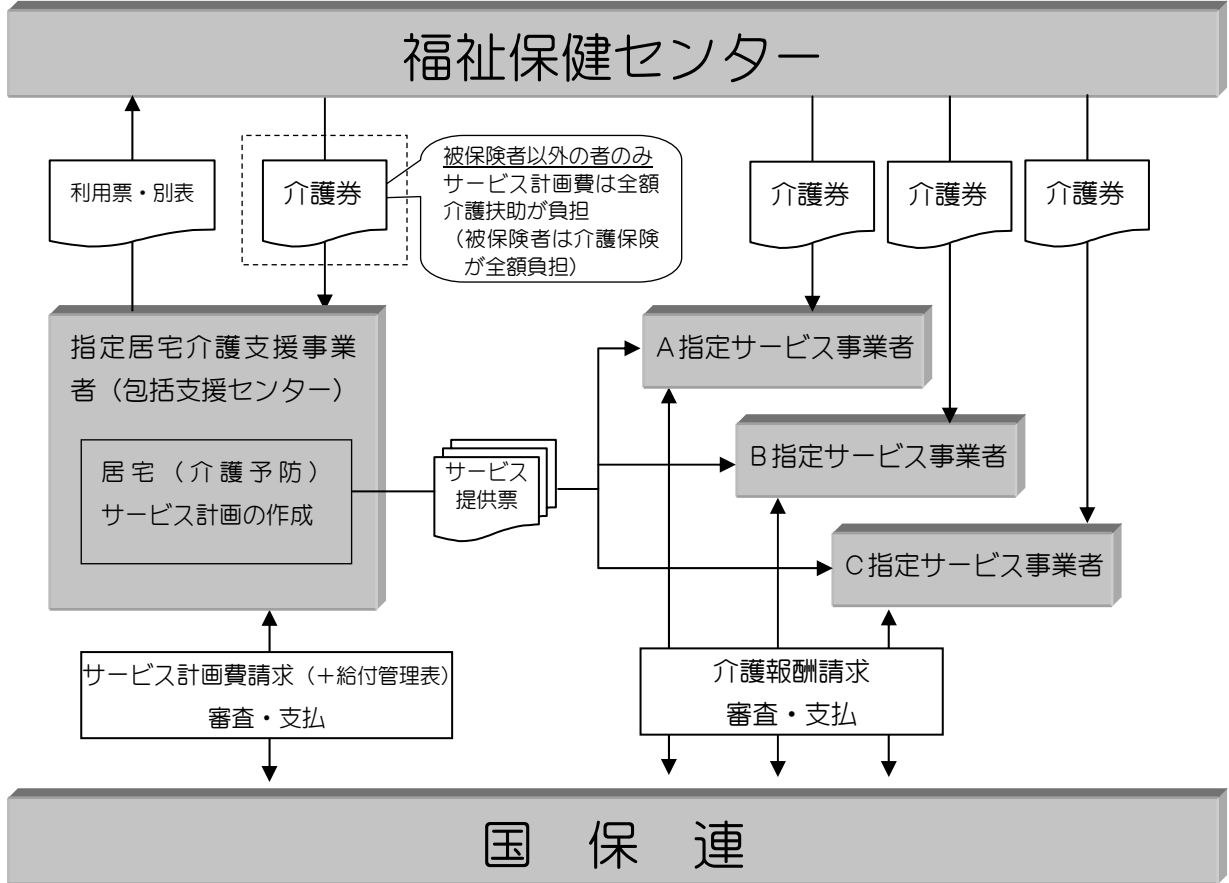
届出の種類	届 出 事 項	届 出 の 時 期
休止届	事業所を休止する場合	介護保険と同時
再開届	事業所を再開する場合	介護保険と同時
処分届	介護保険法による処分（指定の取消し、設備の使用制限、変更命令、業務運営の改善命令、許可の取消し等）を受けた場合	処分を受けた時
辞退届	生活保護法の指定を辞退する場合	辞退予定日の30日前

変更届、休止・廃止届等の入手方法、提出先は指定申請書と同様ですが、横浜市のホームページからのダウンロードは出来ません。

<介護扶助の請求>

【介護扶助の介護報酬請求】

福祉保健センターから送付される介護券の記載事項を、介護報酬請求明細書に転記して、国民健康保険団体連合会へ請求してください。



様式第3号 生活保護法介護券 (年 月 分)

公費負担番号	有効期間	日から	日まで
支給者番号	単独・併用別	単独・併用	
保険者番号	被保険者番号		
(フリガナ)	生年月日	性別	
氏名	明・大・期 年 月 日 生	1.男	2.女
要介護状態区分	要支援1・2・経済的要介護・要介護1・2・3・4・5		
要介護有効期間	平成 年 月 日から	平成 年 月 日まで	
居住地			
指定居宅介護支援事業者名	事業所番号		
指定介護機関名	事業所番号		
種別	サービス種別	他法給付	本人支払額
居宅介護 (介護予防)		円	円
		円	円
		円	円
		円	円
		円	円
		円	円
施設介護		円	円
指定介護支援		円	円
地区担当員名	取扱担当者名		
備考	横浜市 福祉保健センター長		

【介護券】

福祉保健センターは、原則サービス提供の前月までに翌月分の介護券を指定介護機関に送付します。

- ① 指定介護機関は、被保護者の介護に当たっては必ず福祉保健センターに介護券を求め、記載事項を確認の上、サービスを行ってください。
- ② 審査支払を行うため、介護券から介護報酬請求明細書への必要事項の転記は正確に行ってください。(介護券に基づかない請求については、国保連で資格エラーとなる場合があります。)
- ③ 指定介護機関は、報酬請求完結後5年間介護券を保管してください。

*レセプトの記載方法は、神奈川県国保連のホームページから「介護保険」→「事業者のみなさまへ」→「ダウンロード (各種フォーマット)」→「明細書の記載例」を参照してください。

<指定申請書の記載方法>

生活保護法指定介護機関指定申請

生活保護法第54条の2第1項に基づき、次のとおり指定を申請します。

また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項により、介護支援給付の指定申請も兼ねます。

申請する事業所の名称は、**介護保険法の申請と同様の事業所の正式名称**を記載してください。

フリガナ	カブシキカイシャ セイカツフジ カナヘキマエダイニビルギヤクジョ			
名称	株式会社 生活福祉 関内駅前第2ビル営業所			
所在地	(〒 231 - 0017) 横浜市中区港町2丁目9番地 関内駅前第2ビル 3階			
連絡先	電話番号	045-671-2403	FAX番号 045-664-040	
管理者氏名	保護 一郎			
医療機関コード	介護保険事業所番号	1470400000X		
施設また	申請する事業	生活保護受給者へのサービス提供開始(予定)年月日	生活保護法既指定の年月日 介護保険法の指定(許可)年月日	
居宅介護給付	訪問介護		平成15年5月1日 平成15年5月1日	
	訪問入浴介護			
	訪問看護			
	訪問リハビリテーション			
	居宅療養管理指導			
	通所介護			
	通所リハビリテーション			
	短期入所生活介護			
	短期入所療養介護			
	特定施設入所者生活介護			
	福祉用具貸与			
	特定福祉用具販売			
	居宅介護支援事業	○	平成18年10月1日	平成16年10月1日
施設介護	介護老人福祉施設			
	介護老人保健施設			
	介護療養型医療施設			
	夜間対応型訪問介護			
	認知症対応型通所介護			
地域密着型	小規模多機能型居宅介護			
	認知症対応型共同生活介護			
	地域密着型特定施設入居者生活介護			
	地域密着型介護老人福祉施設入所者介護			
	介護予防訪問介護	○	平成18年10月1日	平成18年4月1日
介護予防給付	介護予防訪問入浴介護			
	介護予防訪問看護			
	介護予防訪問リハビリテーション			
	介護予防居宅療養管理指導			
	介護予防通所介護			
	介護予防通所リハビリテーション			
	介護予防短期入所生活介護			
	介護予防短期入所療養介護			
	介護予防特定施設入所者生活介護			
	介護予防福祉用具貸与			
	特定介護予防福祉用具販売			
	地域密着型	介護予防認知症対応型通所介護		
	介護予防小規模多機能型居宅介護			
介護予防認知症対応型共同生活介護				
介護予防支援事業				

平成 18 年 9 月 20 日

(申請先) 横浜市長

申請者 (法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

住所 神奈川県横浜市中区港町1丁目1番地

株式会社 生活福祉

氏名 代表取締役 田村 太郎

申請者が法人の場合は、事業所名や支店名ではなく、法人名を記載してください。合わせて、法人の代表者(代表取締役、理事長等)の氏名を記載してください。

(福祉保健センター使用欄)

申請書を提出した日付を必ず記載してください。横浜市長あての申請であることを確認してください。

事業所と法人の所在地が異なる場合は、事業所所在地や支社の所在地でなく、主たる事務所(本社・本部等)の所在地を記載してください。また、市報に đăng載するため、登記簿と同じ表記方法で記載してください。

申請者が法人の場合、個人印や事業所印、社印ではなく、法人の代表者印(理事長印等)を押印してください。申請者が個人開設の医療機関の場合のみ、院長の個人印でも構いません。

【生活保護法指定介護機関指定申請書の記載注意点】

(記載にあたっては指定申請書裏面の記載要領もご覧ください。)

同一法人が複数事業所を開設している場合	開設している事業所ごとに申請を行ってください。
同一住所だが複数名称で事業を行っている場合	介護保険で別事業所として指定されている場合は、生活保護でも別事業所として個々に指定します。(例：介護老人福祉施設が施設と異なる名称で短期入所生活介護等を、施設内において行うとき)
介護保険未指定ではあるが申請が受理されている事業について	申請を受け付けますが、介護保険指定年月日欄に「申請中」と記載してください。
介護保険未申請であるが、申請を予定している事業について	介護保険未指定の事業は指定対象とはならないので記載しないでください。指定申請書は、介護保険で新たにサービス指定を受ける度に、その都度提出していただきます。
管理者氏名欄	同一事業所番号であっても、事業ごとに管理者が異なる場合は、事業ごとの管理者が明らかになるよう、適宜様式を補正して記載してください。
医療機関コード欄	健康保険等で付番されている医療機関コードがある場合に記載してください。
介護保険事業所番号欄	介護保険指定時に付番された事業所番号(10桁)を記載してください。
申請する事業等欄	今回申請する事業について該当する欄すべてに「○」を記載してください。
生活保護受給者へのサービス提供開始(予定)年月日欄	生活保護受給者に対するサービス提供を開始した年月日(又は開始予定の年月日)を記載してください。
生活保護法既指定年月日欄	既に本法による指定を受けている事業につき、その指定を受けた年月日を記載してください。 医療機関として本法の指定を受けた年月日は記載する必要はありません。 (病院・診療所等)
介護保険法の指定年月日欄	介護保険の指定、または開設許可を受けた年月日を記載してください。
サービス費用基準額以外に必要な利用料の額欄	認知症対応型共同生活介護等、介護報酬の他に費用がかかる場合、該当する金額を記入いただき、合わせて利用料金一覧表等を添付してください。

指定介護機関の指定基準

- ① 介護保険の指定または許可を受けていて、生活保護法による介護扶助に理解があると認められること。
- ② 厚生労働大臣が定めた介護の方針や介護の報酬に従って適切に介護サービスを提供できると認められること。
- ③ 生活保護法による指定取り消しを受けた介護機関の場合は、指定取り消しの日から5年以上経過していること。ただし生活保護法による指定取消しと同じ理由で介護保険法による指定を取り消された場合で、その理由の解消により再び介護保険法の指定を受けたときには、5年を待たずに生活保護法による指定を受けることができる。
- ④ (介護予防) 認知症対応型共同生活介護、(介護予防) 特定施設入居者生活介護及び地域密着型特定施設入居者生活介護については、入居に係る利用料が住宅扶助により入居できる額(本市においては、家賃相当額：69,800円以内、入居一時金のうち敷金相当額：279,200円以内)であること等。

指定介護機関に守っていただくこと等

- ① 指定介護機関は、指定介護機関介護担当規程に従って、懇切丁寧に生活保護受給者への介護を担当しなければなりません。(生活保護法第50条第1項)
- ② 指定介護機関は、生活保護受給者の介護について、横浜市長の行う指導に従わなければなりません(同法第50条第2項)。
- ③ 指定介護機関に対しての個別指導を行います。上記の規定に違反したときは、生活保護法による指定を取り消すことがあります。(同法51条第2項)
- ④ 横浜市長は、介護サービスの内容及び介護の報酬の適否を調査するため必要があるときは、指定介護機関の管理者に対して、報告を命じ又は実地に、設備若しくは診療録その他の帳簿書類を検査することができます。(同法第54条第1項)

指定介護機関介護担当規程

(指定介護機関の義務)

第1条 指定介護機関は、生活保護法に定めるところによるほか、この規程の定めるところにより、介護を必要とする被保護者（以下「要介護者」という。）の介護を担当しなければならない。

(提供義務)

第2条 指定介護機関は、保護の実施期間から要介護者の介護の委託を受けたときは、当該要介護者に対する介護サービスの提供を正当な事由がなく拒んではならない。

(介護券)

第3条 指定介護機関は、要介護者に対し介護サービスを提供するに当たっては、当該要介護者について発給された介護券が有効であることを確かめなければならない。

(援助)

第4条 指定介護機関は、要介護者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めるときは、速やかに、要介護者が所定の手続きをすることができるよう当該介護者に対し必要な援助を与えなければならない。

(証明書等の交付)

第5条 指定介護機関は、その介護サービスの提供中の要介護者及び保護の実施機関から生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護につき、必要な証明書又は意見書等の交付を求められたときは、無償でこれを交付しなければならない。

(介護記録)

第6条 指定介護機関は、要介護者に関する介護記録に、介護保険の例によって介護サービスの提供に関し必要な事項を記載し、これを他の介護記録と区別して整備しなければならない。

(帳簿)

第7条 指定介護機関は、介護サービスの提供及び介護の報酬の請求に関する帳簿及び書類を完結の日から5年間保存しなければならない。

(通知)

第8条 指定介護機関は、要介護者について次のいずれかに該当する事実のあることを知った場合には、速やかに、意見を付して介護券を発給した保護の実施期間に通知しなければならない。

1. 要介護者が正当な理由なくして、介護サービスの提供に関する指導に従わないとき。
2. 要介護者が詐欺のその他不正な手段により介護サービスの提供を受け、又は受けようとしたとき。

生活保護法第54条の2第4項において準用する
同法第52条第2項の規定による
介護の方針及び介護の報酬

1 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第127条第3項第1号に規定する利用者が選定する特別な居室の提供及び同令第145条第3項第1号に規定する利用者が選定する特別な療養室等の提供は、行わない。

2 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第136条第3項第3号に規定する入所者が選定する特別な居室の提供は、行わない。

3 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）第9条第3項第3号に規定する入所者が選定する特別な居室の提供は、行わない。

4 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）第11条第3項第1号に規定する入所者が選定する特別な療養室の提供は、行わない。

5 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第41号）第12条第3項第1号に規定する入院患者が選定する特別な病室の提供は、行わない。

6 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）第135条第3項第3号に規定する利用者が選定する特別な居室の提供及び同令第190条第3項第3号に規定する利用者が選定する特別な居室の提供及び同令第190条第3項第3号に規定する利用者が選定する特別な療養室等の提供は、行わない。

7 介護保険法（平成9年法律第123号）第51条の3第1項に規定する特定入所者に対しては、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額又は同項第2号に規定する居住費の基準費用額を超える費用を要する食事又は居室の提供は、行わない。

8 介護保険法第51条の3第5項に基づき特定入所者介護サービス費の支給があったものとみなされた場合にあっては、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額又は同項第2号に規定する居住費の負担限度額を超える額の支払を受けてはならない。

9 介護保険法第61条の3第1項に規定する特定入所者に対しては、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額又は同項第2号に規定する滞在費の基準費用額を超える食事又は居室の提供は、行わない。

10 介護保険法第61条の3第5項に基づき特定入所者介護予防サービス費の支給があったものとみなされた場合にあっては、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額又は同項第2号に規定する滞在費の負担限度額を超える額の支払を受けてはならない。

～ 解 釈 ～

① 指定介護機関は、被保護者に対して利用者等が選定する特別な居室・食事、その他の選定サービスの提供を行いません。また被保護者からかかる費用の支払を受けません。

② 指定介護機関（介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護療養型医療施設・地域密着型介護老人福祉施設入所者介護・（介護予防）短期入所生活介護・（介護予防）短期入所療養介護）は、被保護者に対して基準費用額を超える食事・居室の提供を行いません。また被保護者から負担限度額（第1段階）を超える費用の支払を受けません。

＜横浜市福祉保健センター一覧＞

		担当部署名	所在地	電話
指定申請書等各種届出の提出先	鶴見	保護課 保護運営係	〒230-0051 鶴見区鶴見中央 3-20-1	045-510-1795
	神奈川	保護課 保護事務係	〒221-0824 神奈川区広台太田町 3-8	045-411-7134
	西	保護課 保護運営係	〒220-0051 西区中央 1-5-10	045-320-8434
	中	保護課 保護運営係	〒231-0021 中区日本大通 35	045-224-8155
	南	保護課 保護運営係	〒232-0018 南区花之木町 3-48-1	045-743-8222
	港南	保護課 保護運営係	〒233-0004 港南区港南中央通 10-1	045-847-8433
	保土ヶ谷	保護課 保護運営係	〒240-0001 保土ヶ谷区川辺町 2-9	045-334-6311
	旭	保護課 保護運営係	〒241-0022 旭区鶴ヶ峰 1-4-12	045-954-6105
	磯子	保護課 保護運営係	〒235-0016 磯子区磯子 3-5-1	045-750-2412
	金沢	保護課 保護運営係	〒236-0021 金沢区泥亀 2-9-1	045-788-7822
	港北	保護課 保護運営係	〒222-0032 港北区大豆戸町 26-1	045-540-2341
	緑	保護課 保護運営係	〒226-0013 緑区寺山町 118	045-930-2327
	青葉	保護課 保護運営係	〒225-0024 青葉区市ヶ尾町 31-4	045-978-2435
	都筑	保護課 保護運営係	〒224-0032 都筑区茅ヶ崎中央 32-1	045-948-2342
	戸塚	保護課 保護運営係	〒244-0003 戸塚区戸塚町 157-3	045-866-8422
	栄	保護課 保護運営係	〒247-0005 栄区桂町 303-19	045-894-8933
	泉	保護課 保護運営係	〒245-0016 泉区和泉町 4636-2	045-800-2401
	瀬谷	保護課 保護運営係	〒246-0021 瀬谷区二ツ橋町 190	045-367-5710
横浜市	健康福祉局 高齢健康福祉部 事業指導室*	〒231-0017 中区港町 1-1	045-671-2356	
横浜市	健康福祉局 保護課		045-671-2429	

* 横浜市高齢健康福祉部事業指導室については、地域密着型サービスにかかる生活保護法指定申請書のみ受け付けています。

		担当部署名	所在地	電話
被保護者についての個別の相談先	鶴見	保護課 保護係	〒230-0051 鶴見区鶴見中央 3-20-1	045-510-1782
	神奈川	保護課 保護係	〒221-0824 神奈川区広台太田町 3-8	045-411-7103
	西	保護課 保護係	〒220-0051 西区中央 1-5-10	045-320-8406
	中	保護課 保護係	〒231-0021 中区日本大通 35	045-224-8241～78
	南	保護課 保護係	〒232-0018 南区花之木町 3-48-1	045-743-8204
	港南	保護課 保護係	〒233-0004 港南区港南中央通 10-1	045-847-8404
	保土ヶ谷	保護課 保護係	〒240-0001 保土ヶ谷区川辺町 2-9	045-334-6317
	旭	保護課 保護係	〒241-0022 旭区鶴ヶ峰 1-4-12	045-954-6104
	磯子	保護課 保護係	〒235-0016 磯子区磯子 3-5-1	045-750-2405
	金沢	保護課 保護係	〒236-0021 金沢区泥亀 2-9-1	045-788-7814
	港北	保護課 保護係	〒222-0032 港北区大豆戸町 26-1	045-540-2330
	緑	保護課 保護係	〒226-0013 緑区寺山町 118	045-930-2318
	青葉	保護課 保護係	〒225-0024 青葉区市ヶ尾町 31-4	045-978-2446
	都筑	保護課 保護係	〒224-0032 都筑区茅ヶ崎中央 32-1	045-948-2311
	戸塚	保護課 保護係	〒244-0003 戸塚区戸塚町 157-3	045-866-8432～8438
	栄	保護課 保護係	〒247-0005 栄区桂町 303-19	045-894-8400
泉	保護課 保護係	〒245-0016 泉区和泉町 4636-2	045-800-2406	
瀬谷	保護課 保護係	〒246-0021 瀬谷区二ツ橋町 190	045-367-5705	

【介護扶助全般に関する問合せ先】

横浜市健康福祉局生活福祉部保護課保護係 電話：045-671-2429 F A X：045-664-0403

【中国残留邦人等支援法による介護支援助付全般及び受給者に関する個別の問い合わせ先】

横浜市健康福祉局生活福祉部保護課援護対策担当 電話：045-671-2425 F A X：045-664-0403